証券コード 9083
2023年6月1日

株 主 各 位

姫路市西駅前町１番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長 尾 真

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに「第140回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.shinkibus.co.jp/info/stock_info.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「神姫バス」または「コード」に当社証券コード「9083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。）

当日ご出席される株主様におかれましては、後記（２頁に記載）の内容をご確認いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができます。その際には、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後記（３頁および４頁に記載）のご案内に従って、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2023年６月22日（木曜日）午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1．日　　時　2023年６月23日（金曜日）午前10時（午前９時受付開始）
2．場　　所　姫路市南駅前町100番地　**ホテル日航姫路　３階 光琳の間**
3．目的事項
報告事項　1．第140期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第140期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について前頁のインターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第２項の規定に基づき、前頁の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

①事業報告の「５．会社の体制および方針」
②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

お土産の廃止について

当社は、株主総会にご来場くださる株主様へのお土産につきましては、ご来場が難しい株主様との公平性を勘案し、第137回定時株主総会よりお土産の配布を取りやめとさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使される場合

４頁に記載の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。（毎日午前２時～午前５時は、保守・点検のため休止）

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後５時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後５時到着分まで



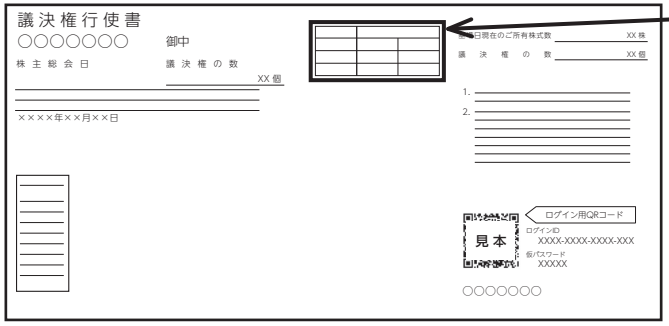
株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第２、３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

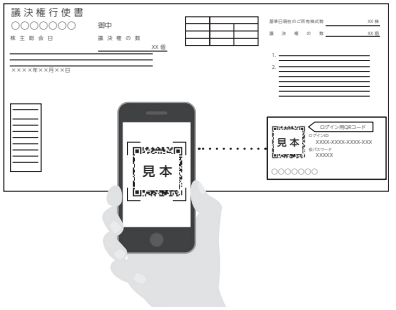
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

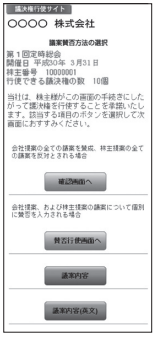
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

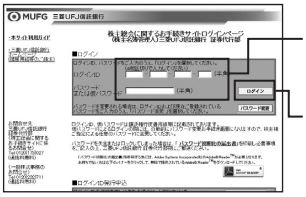


ログインID・仮パスワードを入力する方法

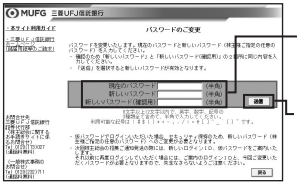
議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 午前９時から午後９時)

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、内需を中心に景気の緩やかな持ち直しが続きました。しかしながら、不安定な国際情勢によるエネルギー価格および原材料価格の高騰や急激な円安など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは今後想定する事業環境の変化と経営課題を踏まえ、長期ビジョン「グループ構想2030」を策定し、「地域に不可欠、なくてはならない『まちづくり・地域づくり企業』へ進化する」ことを2030年のあるべき姿として位置づけました。その第一歩となる中期経営計画（2022年度～2024年度）においては、コロナ禍の影響を大きく受けた乗合バス事業、旅行業などの利益水準の回復と、「まちづくり・地域づくり企業」へ転換するための事業構造改革を基本方針とし、当連結会計年度においては注力エリアでの事業拡大や安定収益確保のための不動産投資など重点戦略の推進に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比6,006百万円(15.5%)増の44,820百万円、営業利益は前期比2,062百万円(686.5%)増の2,362百万円、経常利益は前期比1,543百万円(143.0%)増の2,622百万円となりましたが、前期に本社ビル売却に伴う特別利益を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は前期比371百万円(△17.4%)減の1,766百万円となりました。

自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、神戸市内において観光周遊バス「シティーループ」などの運行を開始したほか、前期から運行開始している連節バス「ポートループ」の新神戸駅への延伸、シティーループとの乗継停留所増設により回遊性を高めるなど利便性の向上に注力しました。また、大阪方面へは、通勤・通学需要の高まりに対応するために三田～大阪・新大阪線を増便するなど重点戦略エリアの路線強化を行いました。行動制限が緩和され人の移動が活性化されたこともあり、ICカード利用者数が前期比11.8%増となるなど、輸送人員が増加しました。

高速バス部門においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け運休・減便していた路線について、利用者需要に応じて運行を再開し、淡路島線、三宮～四国線、中国ハイウェイ線（大阪～岡山県津山市）などにおいて回復の動きがみられました。また、一部の高速バス路線において運賃改定を実施したほか、一般路線においても定期券の割引率見直しを実施しました。

以上の結果、売上高は前期比2,328百万円(12.2%)増の21,420百万円、営業利益は630百万円(前期は営業損失647百万円)となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、新車生産遅延による車両平均使用年数の伸長により、整備工場などへの維持メンテナンス用補修部品の出荷が増加したことに加え、自動車販売台数の増加などにより増収となりました。

整備部門におきましては、新規法人顧客獲得に注力し、車検整備台数が増加したほか、高額な修理や車両改造を受注したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比592百万円(7.2%)増の8,819百万円、営業利益は前期比154百万円(36.0%)増の582百万円となりました。

不動産業

賃貸部門におきましては、新たな収益物件を取得し賃貸を開始しましたが、前期に姫路駅前の本社兼賃貸ビルを売却したことにより減収となりました。

建設部門におきましては、こども園やグループホームの建設を請け負いましたが、前期に規模の大きな工事を請け負っていたことの反動により減収となりました。

住宅部門におきましては、加古川住宅展示場に常設型モデルハウスを開設するなど積極的な営業施策を実施した結果、注文住宅の受注が増加しました。

以上の結果、売上高は前期比380百万円(△6.8%)減の5,249百万円、営業利益は前期比252百万円(△16.2%)減の1,305百万円となりました。

レジャーサービス業

サービスエリア部門におきましては、中国道リニューアル工事(吹田JCT～中国池田IC間)による終日通行止めの影響があったものの、行動制限の緩和により来店客数が増加しました。

飲食部門におきましては、前期に不採算店舗４店舗を閉店しましたが、行動制限の緩和による来店客数の回復やオリジナルブランド「炭火焼き豚丼専門店 豚小家」２店舗をオープンしたことにより増収となりました。

ツタヤFC部門におきましては、TSUTAYA熊見店を閉店したことにより減収となりました。

以上の結果、売上高は前期比280百万円(7.5%)増の4,028百万円、営業損失は44百万円(前期は営業損失254百万円)となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、行動制限の緩和に加え、県民割および全国旅行支援を活用したツアーの販売拡大に取り組み、バスツアーの集客が増加したほか、新型コロナウイルス感染症の水際対策が緩和されたことにより訪日外国人向けの周遊ツアーが一部回復しました。

貸切バス部門は前期の東京オリンピック輸送などの反動がありましたが、修学旅行をはじめとする学生団体などの受注が増加したことにより、車両の稼働率が改善しました。

以上の結果、売上高は前期比1,764百万円(63.4%)増の4,548百万円、営業利益は20百万円(前期は営業損失660百万円)となりました。

その他事業

経営受託部門におきましては、新たにsoraかさい、赤穂市民総合体育館の指定管理を獲得したことや、前期は緊急事態宣言下で営業休止を余儀なくされた書写山ロープウェイや星の子館において利用者が増加したことにより増収となりました。

農業部門におきましては、農産直売所のバスの八百屋において品揃えを強化したことにより、利用者が増加しました。また、当期より地域課題解決に取り組む地域事業部門を立ち上げ、自治体との連携を強化し、兵庫県を中心に観光をはじめとする地域活性化案件を請け負いました。なお、保育部門およびWebサービス部門の子会社を新たに連結の範囲に加えております。

以上の結果、売上高は前期比1,212百万円(45.9%)増の3,853百万円となりましたものの、地域事業部門の立ち上げに伴う経費を計上したことなどにより、営業損失は134百万円(前期は営業損失73百万円)となりました。

(注) 1．セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。
2．当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しており、上記の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3,502百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

・車両（乗合バス24両）

不動産業

・賃貸用不動産（サービス付き高齢者向け住宅「ココファン姫路」他）

⑶ 資金調達の状況

当社グループではＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社子会社12社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は2,778百万円で、前期末に比べ1,012百万円減少いたしました。

⑷ 重要な組織再編等の状況

当社子会社の神姫クリエイト株式会社は、2022年４月１日を効力発生日として、当社子会社の株式会社スイムを消滅会社とする吸収合併を行い、神姫Bizプロデュース株式会社に商号を変更しております。また、当社子会社の神姫グリーンバス株式会社は、2022年10月１日を効力発生日として、当社子会社の株式会社ウエスト神姫を消滅会社とする吸収合併を行い、株式会社ウイング神姫に商号を変更しております。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第137期 (2020年３月期)	第138期 (2021年３月期)	第139期 (2022年３月期)	第140期 (当連結会計年度) (2023年３月期)
売上高 (百万円)	45,076	35,669	38,814	44,820
経常利益または経常損失（△） (百万円)	2,224	△1,314	1,079	2,622
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△） (百万円)	993	△2,167	2,137	1,766
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△） (円)	164.99	△359.94	354.90	293.30
総資産 (百万円)	56,287	57,142	58,944	60,627
純資産 (百万円)	43,161	41,071	42,999	44,907
１株当たり純資産額 (円)	7,162.92	6,816.37	7,137.87	7,458.61

（注）１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式の総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

⑹ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍を契機としたライフスタイルや価値観の変化、不透明な国際情勢、物価高騰、労働力人口の減少など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社グループは昨年策定いたしました2030年のあるべき姿を示した「グループ構想2030」に掲げる「まちづくり・地域づくり企業」へ進化すべく、2024年度の中期経営計画達成へ向け、様々な取り組みを実施してまいります。

1．当社のパーパスおよびグループ構想2030

＜パーパス＞

移動をベースに地域を活性化させるとともに、地域の人々の生活を支援し、地域と共に従業員・家族の幸せを向上する。

＜グループ構想2030(2030年のあるべき姿)＞

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～地域の移動を支え、暮らしを豊かにするとともに、地域の魅力を発掘・創出・発信し、地域価値を高める～

2．中期経営計画(2022年度～2024年度)

＜基本方針＞

『利益水準の回復と事業構造改革』

＜重点戦略＞

・神戸エリアでの路線拡充、観光周遊バスの充実をはじめとする事業拡大
・中山間地での地域に適した交通体系への転換と地域密着サービスの提供によるサステナブルな事業モデル確立
・不動産業の拡大
・ノンコア、かつ不採算事業はグループ内再編による効率化・収益力強化、または売却・撤退
・未来への成長投資の実行(人材・環境・デジタル分野)

3．優先的に対処すべき課題と具体的施策

＜自動車運送業＞

移動需要は回復傾向にありますものの、コロナ禍前の水準には戻らないことを前提に、路線再編を進めるとともに、重点戦略エリア（神戸、大阪、淡路島）における事業拡大を図ってまいります。神戸市内観光周遊バス「シティーループ」および連節バス「ポートループ」の利用促進や、国際線化が進められている神戸空港へのアクセス向上に取り組みます。また、2025年の大阪・関西万博開催を見据えた訪日外国人受け入れの環境整備も進めます。一方、運転士確保のための処遇改善や多様な働き方の提案、PR動画の配信等による採用活動の強化を図ってまいります。

＜不動産業＞

住宅部門は、加古川住宅展示場にオープンしたモデルハウスを軸として、事業エリアを拡大し、販売を強化してまいります。建設部門は、専門性の高い人材の採用および育成に注力し、工事売上の増加を図ってまいります。また、賃貸部門は、安定収益確保のため、収益物件への投資を継続してまいります。

＜旅行貸切業＞

本格的な回復が見込まれるインバウンド需要の獲得に向け、東京に開設した拠点を活用した商品企画、海外エージェントとの連携強化、利便性向上のためのシステム投資等を行ってまいります。また、回復した国内旅行需要の確実な取込みやフレイル予防・認知症予防などのヘルスツーリズムのブランド化、自治体との連携による着地型ツアーの充実を進めてまいります。

⑺ 重要な子会社の状況（2023年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神姫フードサービス株式会社	50	100	飲食業および売店業
神姫産業株式会社	30	100	自動車部品販売
神姫商工株式会社	50	100	自動車修理、保険代理店業および自動車販売業
神姫トラストホープ株式会社	50	100	自家用自動車の運転・保守管理および経営受託
神姫観光株式会社	50	100	旅行業および一般貸切旅客自動車運送事業
神姫バス不動産株式会社	30	100	不動産業、建設業および清掃・警備

⑻ 主要な事業内容（2023年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
輸送サービス事業	
自動車運送事業	一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、自家用自動車の運転・保守管理
自動車関連サービス事業	
車両物販・整備業	自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生活サービス事業	
不動産業	建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理、清掃・警備
レジャーサービス業	飲食、ツタヤFC
旅行貸切業	旅行、一般貸切旅客運送
その他事業	経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育

⑼ 主要な事業所（2023年３月31日現在）

①当社

本社	姫路市西駅前町
輸送サービス事業（自動車運送事業）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、神戸営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

②子会社

輸送サービス事業	神姫トラストホープ株式会社（姫路市）
自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生活サービス事業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、神姫トラストホープ株式会社（姫路市）、神姫バス不動産株式会社（姫路市）、神姫観光株式会社（姫路市）

⑽ 従業員の状況（2023年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,271名	231名増

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,554名	２名減	49.7歳	11.8年

（注）従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

⑾ 主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,493百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	230百万円
兵庫県信用農業協同組合連合会	218百万円
株式会社みなと銀行	206百万円

2．会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　22,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　6,172,000株

⑶ **株主数**　3,257名（前事業年度末比64名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪神電気鉄道株式会社	590	9.8
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	440	7.3
神姫バス従業員持株会	140	2.3
三菱ふそうトラック・バス株式会社	95	1.6
株式会社三井住友銀行	71	1.2
播州信用金庫	60	1.0
姫路信用金庫	60	1.0
グローリー株式会社	60	1.0
横浜ゴム株式会社	60	1.0
日本生命保険相互会社	56	0.9

（注）１．持株比率は自己株式（151,004株）を控除して算出しております。
２．株式会社日本カストディ銀行の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の状況（2023年３月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長尾　真	代表取締役社長	山陽電気鉄道株式会社　取締役 公益社団法人兵庫県バス協会　会長
丸山明則	代表取締役 専務取締役 総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当、地域事業本部長	
横山忠昭	常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	
上門一裕	取締役	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長
藤岡資正	取締役	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科　専任教授
殿村美樹	取締役	株式会社TMオフィス　代表取締役
秦　雅夫	取締役	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役副社長
三谷康生	取締役	ワイエムエー株式会社　代表取締役社長
井村在宏	取締役 総務部・人事部担当、総務部長・人事部長	しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長
梅谷榮一	取締役 経営企画部担当、経営企画部長	
小林健一	常勤監査役	
澤田　恒	監査役	澤田・中上・森法律事務所主宰　弁護士 和田興産株式会社　取締役（監査等委員）
石田昭二	監査役	
岩﨑和文	監査役	岩﨑公認会計士税理士事務所　所長

（注）１．取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦　雅夫氏および三谷康生氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち澤田　恒氏、石田昭二氏および岩﨑和文氏は、社外監査役であります。
３．監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役岩﨑和文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役のうち上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦　雅夫氏および三谷康生氏ならびに監査役のうち澤田　恒氏、石田昭二氏および岩﨑和文氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵ 当事業年度中の取締役および監査役の異動

①当事業年度中に就任または退任した取締役および監査役

【就任】

氏　名	就　任　日	就任日時点の地位・担当
岩　﨑　和　文	2022年６月24日	社外監査役

【退任】

氏　名	退　任　日	退任事由	退任日時点の地位・担当
三　枝　輝　行	2022年６月24日	辞　任	社外監査役

②当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
丸　山　明　則	代表取締役・専務取締役総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当、地域事業本部長	代表取締役・専務取締役総括、事業戦略部・真結・地域マーケティング部・東京オフィス担当	2022年４月１日
横　山　忠　昭	常務取締役バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	常務取締役バス事業部・乗合子会社新サービス推進室・次世代モビリティ推進室担当	2022年４月１日

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦　雅夫氏および三谷康生氏の５名ならびに監査役である小林健一氏、澤田　恒氏、石田昭二氏および岩﨑和文氏の４名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役ともに５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑷ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

⑸ 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

２．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬額については株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定する。取締役会は個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができる。ただし、取締役社長は役員報酬内規に定める配分基準を参考にして決定する。業務執行取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

３．業績連動報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年１回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下のとおりとする。

(１) 業績連動報酬の総額は当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切り捨て)とし、40百万円を超えない金額とする。

(２) 当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支払わない。

(３) 各業務執行取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は上記(１)で算定された業績連動報酬の総額に下記(４)に定める役職位別の係数を乗じ、業務執行取締役の係数で除した金額(千円未満切り捨て)とする。

(4) 役職位別の係数は取締役会長1.000、取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。
(5) 各業務執行取締役に支給する額はそれぞれ取締役会長17百万円、取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役８百万円、取締役４百万円を超えない金額とする。

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は１．基本方針のとおり持続的な企業価値の向上を重視するも、単年度業績の向上の追求にも配慮している。よって、業績連動報酬に過度に重点を置かない報酬体系とするも、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

業務執行取締役の役職位別の報酬割合については、当社は役員報酬内規および常勤取締役賞与支給規程それぞれに定める支給方法を採用し、業績連動報酬の配分が個別当期純利益および役員数により変動するが、おおむね以下のとおりとする。

役職位	基本報酬	業績連動報酬
取締役会長・取締役社長	70%	30%
専務取締役	75%	25%
常務取締役	80%	20%
取締役	85%	15%

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	10名 (５名)	165百万円 (31百万円)	125百万円 (31百万円)	40百万円 (－)	－
監査役 (うち社外監査役)	５名 (４名)	39百万円 (18百万円)	39百万円 (18百万円)	－	－
計 (うち社外役員)	15名 (９名)	204百万円 (49百万円)	164百万円 (49百万円)	40百万円 (－)	－

(注) １．報酬等の総額には、2022年６月24日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2021年６月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は５名）であります。
４．監査役の報酬限度額は、2011年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内

と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。
5．当社の業績連動報酬の総額は、当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切り捨て)とし、40百万円を超えない金額としております。当事業年度に係る個別当期純利益は1,249百万円でありますので、業務執行取締役５名に支給する業績連動報酬の総額は40百万円を予定しております。
6．取締役会は、代表取締役社長長尾　真に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
7．上記のほか、2011年６月29日開催の第128回定時株主総会決議に基づき、2022年６月24日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
（社外監査役１名　４百万円）
8．新型コロナウイルスの影響による業績の低迷を受け、常勤役員の報酬額を役職位に応じて減額しております。

⑹ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2023年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　　係
社外取締役	上　門　一　裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	競業関係 建物賃貸借関係
	藤　岡　資　正	該当事項はありません。	
	殿　村　美　樹	株式会社TMオフィス　代表取締役	－
	秦　　雅　夫	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　代表取締役副社長	－ －
	三　谷　康　生	ワイエムエー株式会社　代表取締役社長	－
社外監査役	澤　田　　恒	澤田・中上・森法律事務所　主宰	－
	石　田　昭　二	該当事項はありません。	
	岩　﨑　和　文	岩﨑公認会計士税理士事務所　所長	－

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2023年３月31日現在）

区　　分	氏　　名	兼　職　の　状　況	関　　係
社外取締役	上　門　一　裕	該当事項はありません。	
	藤　岡　資　正	該当事項はありません。	
	殿　村　美　樹	該当事項はありません。	
	秦　　雅　夫	該当事項はありません。	
	三　谷　康　生	該当事項はありません。	
社外監査役	澤　田　　恒	和田興産株式会社　社外取締役（監査等委員）	－
	石　田　昭　二	該当事項はありません。	
	岩　﨑　和　文	該当事項はありません。	

③当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	上門一裕	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	藤岡資正	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	殿村美樹	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	秦　雅夫	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	三谷康生	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主にM&Aアドバイザリーに携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外監査役	澤　田　　恒	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石　田　昭　二	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	岩　﨑　和　文	当事業年度において、2022年６月24日に監査役に就任してから開催された取締役会９回すべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会11回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

（注）本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**16,789**	**流動負債**	**9,487**
現金および預金	9,973	支払手形および買掛金	1,273
受取手形、売掛金および契約資産	5,160	1年内返済予定の長期借入金	897
有価証券	20	リース債務	109
商品および製品	577	未払金	2,689
仕掛品	90	未払法人税等	726
原材料および貯蔵品	115	未払消費税等	579
分譲土地建物	615	賞与引当金	1,044
その他	270	役員賞与引当金	54
貸倒引当金	△34	その他	2,113
固定資産	**43,838**	**固定負債**	**6,232**
有形固定資産	**36,218**	長期借入金	1,881
建物および構築物	10,853	リース債務	123
機械装置および工具器具備品	624	繰延税金負債	1,299
車両	1,616	役員退職慰労引当金	17
土地	22,639	関係会社事業損失引当金	13
リース資産	142	退職給付に係る負債	989
建設仮勘定	341	その他	1,908
無形固定資産	**323**	**負債合計**	**15,720**
その他	323	**純資産の部**	
投資その他の資産	**7,296**	**株主資本**	**43,339**
投資有価証券	3,601	資本金	3,140
退職給付に係る資産	1,573	資本剰余金	2,247
繰延税金資産	469	利益剰余金	38,404
その他	1,705	自己株式	△453
貸倒引当金	△53	**その他の包括利益累計額**	**1,568**
		その他有価証券評価差額金	1,501
		為替換算調整勘定	△12
		退職給付に係る調整累計額	79
		非支配株主持分	**0**
資産合計	**60,627**	**純資産合計**	**44,907**
		負債および純資産合計	**60,627**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**44,820**
売上原価		**35,214**
売上総利益		**9,605**
販売費および一般管理費		**7,243**
営業利益		**2,362**
営業外収益		
受取利息および配当金	82	
仕入割引	27	
持分法による投資利益	39	
助成金収入	183	
その他	63	396
営業外費用		
支払利息	7	
固定資産除却損	17	
関係会社貸倒引当金繰入額	34	
投資事業組合運用損	56	
その他	22	136
経常利益		**2,622**
特別利益		
車両等購入補助金	20	20
特別損失		
固定資産圧縮損	15	
減損損失	60	75
税金等調整前当期純利益		**2,567**
法人税、住民税および事業税	989	
法人税等調整額	△189	800
当期純利益		**1,767**
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,766**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,381**	**流動負債**	**13,883**
現金および預金	7,250	1年内返済予定の長期借入金	589
売掛金	2,355	リース債務	5
商品	312	未払金	1,616
原材料および貯蔵品	77	未払法人税等	436
前払費用	48	契約負債	1,120
短期貸付金	222	預り金	8,866
その他	115	賞与引当金	593
貸倒引当金	△1	その他	654
固定資産	**39,161**	**固定負債**	**5,224**
有形固定資産	**31,621**	長期借入金	1,881
建物	9,124	リース債務	16
構築物	703	繰延税金負債	1,223
機械装置および工具器具備品	375	関係会社事業損失引当金	24
車両	1,315	退職給付引当金	224
土地	19,742	受入保証金	1,691
リース資産	20	その他	162
建設仮勘定	341	**負債合計**	**19,107**
無形固定資産	**237**	**純資産の部**	
その他	237	**株主資本**	**29,034**
投資その他の資産	**7,302**	**資本金**	**3,140**
投資有価証券	2,486	**資本剰余金**	**2,235**
関係会社株式	412	資本準備金	2,235
その他の関係会社有価証券	220	**利益剰余金**	**24,111**
長期貸付金	2,944	利益準備金	307
前払年金費用	1,330	その他利益剰余金	23,804
その他	673	固定資産圧縮積立金	1,196
貸倒引当金	△765	圧縮特別勘定積立金	672
		別途積立金	11,395
		繰越利益剰余金	10,539
		自己株式	**△453**
		評価・換算差額等	**1,400**
		その他有価証券評価差額金	1,400
資産合計	**49,542**	**純資産合計**	**30,434**
		負債および純資産合計	**49,542**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**20,689**
売上原価		**16,831**
売上総利益		**3,858**
販売費および一般管理費		**2,446**
営業利益		**1,411**
営業外収益		
受取利息および配当金	181	
関係会社貸倒引当金戻入益	210	
その他	43	434
営業外費用		
支払利息	24	
固定資産除却損	10	
投資事業組合運用損	56	
その他	13	104
経常利益		**1,741**
特別利益		
車両等購入補助金	19	19
特別損失		
固定資産圧縮損	14	
減損損失	33	
関係会社株式評価損	2	51
税引前当期純利益		**1,709**
法人税、住民税および事業税	536	
法人税等調整額	△76	459
当期純利益		**1,249**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023年５月25日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗 原 裕 幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023年５月25日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 栗 原 裕 幸

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 中 尾 志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月26日

神姫バス株式会社　監査役会

常勤監査役　小林健一 ㊞

監査役　澤田　恒 ㊞

監査役　石田昭二 ㊞

監査役　岩﨑和文 ㊞

(注) 監査役 澤田　恒、監査役 石田昭二及び監査役 岩﨑和文は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき17円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、先にお支払いしている中間配当金では、創立95周年を記念として１株につき５円増配の１株につき22円50銭の配当を実施いたしましたので、年間配当金は１株につき40円となります。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類

金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　金17円50銭

総額105,367,430円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日

2023年６月26日

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の強化を図るため、新たに１名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位および担当	
1	長尾　　真	代表取締役社長	再任
2	丸山　明則	代表取締役・専務取締役 総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当、地域事業本部長	再任
3	横山　忠昭	常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ推進室担当	再任
4	上門　一裕	取締役	再任　社外　独立
5	藤岡　資正	取締役	再任　社外　独立
6	殿村　美樹	取締役	再任　社外　独立
7	三谷　康生	取締役	再任　社外　独立
8	井村　在宏	取締役 総務部・人事部担当、総務部長・人事部長	再任
9	梅谷　榮一	取締役 経営企画部担当、経営企画部長	再任
10	久須　勇介	－	新任　社外　独立
11	三木　公仁	－	新任

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 **長尾　　真**（ながお まこと） 再任



生年月日
1959年７月23日生
所有する当社株式の数
14,600株
取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1982年４月　当社入社
2005年６月　当社取締役企画部長（現経営企画部長）
2009年６月　当社常務取締役
2012年６月　当社専務取締役
2013年６月　当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　取締役
公益社団法人兵庫県バス協会　会長

取締役候補者とした理由

長尾　真氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年６月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **丸山　明則**（まるやま あきのり） 再任



生年月日
1958年５月16日生
所有する当社株式の数
7,400株
取締役会出席状況
11/12回

略歴、当社における地位

1981年３月　当社入社
2006年６月　当社取締役バス事業部長
2009年６月　当社常務取締役
2013年６月　当社専務取締役
2017年６月　当社代表取締役・専務取締役（現任）
2022年４月　当社地域事業本部長（現任）

当社における担当

総括、地域事業本部・事業戦略部・東京オフィス担当

取締役候補者とした理由

丸山明則氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年６月からは専務取締役、2017年６月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括しております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 **横山　忠昭**（よこやま ただあき） 再任



生年月日
1971年10月18日生
所有する当社株式の数
1,400株
取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1994年４月　当社入社
2014年４月　当社企画部長（現経営企画部長）
2016年６月　当社取締役企画部長
2017年６月　当社取締役バス事業部長
2021年６月　当社常務取締役（現任）

当社における担当

バス事業部・次世代モビリティ推進室担当

取締役候補者とした理由

横山忠昭氏は、2014年４月から経営戦略・財務等を担う企画部長を務め、2017年６月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、企業経営・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2016年６月からは当社の取締役、2021年６月からは当社の常務取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 **上門　一裕**（うえかど かずひろ） 再任 社外 独立



生年月日
1958年３月22日生
所有する当社株式の数
0株
取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1980年４月　山陽電気鉄道株式会社入社
2005年６月　同社取締役
2008年６月　同社常務取締役
2009年６月　同社代表取締役社長（現任）
2013年６月　阪神電気鉄道株式会社取締役
2013年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

藤岡　資正（ふじおか たかまさ）

再任　社外　独立



生年月日
1976年12月11日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

2007年12月　チュラロンコン大学サシン経営大学院会計学担当教員（現任）
2011年４月　同大学院日本センター所長（現任）
2017年４月　SEKISUI HEIM REAL ESTATE (THAILAND) CO.,LTD.取締役
2019年６月　当社取締役（現任）
2020年４月　明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授（現任）

重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

殿村　美樹（とのむら みき）

再任　社外　独立



生年月日
1961年2月26日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1983年４月　株式会社福寿園入社
1992年１月　株式会社TMオフィス代表取締役（現任）
2015年４月　同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員（現任）
2017年４月　内閣府地域活性化伝道師（現任）
2019年１月　一般社団法人地方PR機構代表理事（現任）
2020年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社TMオフィス　代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2020年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と当社のダイバーシティ経営の促進に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

三谷　康生（みたに やすお）

再任　社外　独立



略歴、当社における地位

1990年４月　株式会社日本興業銀行入行
2007年10月　株式会社日本M&Aセンター執行役員
2012年４月　同社執行役員大阪支社長
2016年１月　株式会社ジャパンM&Aアドバイザー代表取締役社長
2019年３月　ワイエムエー株式会社代表取締役社長（現任）
2021年６月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

ワイエムエー株式会社　代表取締役社長

生年月日
1967年5月27日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
12/12回

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三谷康生氏は、M&Aアドバイザリーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2021年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化に期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

井村　在宏（いむら まさひろ）

再任



略歴、当社における地位

1994年４月　当社入社
2018年６月　当社人事部長
2019年５月　しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長（現任）
2020年６月　当社取締役人事部長
2021年６月　当社取締役総務部長・人事部長（現任）

当社における担当

総務部・人事部担当

重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長

生年月日
1971年３月26日生

所有する当社株式の数
1,100株

取締役会出席状況
12/12回

取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、2018年６月からは当社の人事部長、2021年６月からは当社の総務部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2020年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9 **梅谷　榮一**（うめたに えいいち） 再任



生年月日
1963年７月８日生
所有する当社株式の数
1,400株
取締役会出席状況
12/12回

略歴、当社における地位

1987年４月　当社入社
2015年５月　神姫クリエイト株式会社（現神姫Bizプロデュース株式会社）代表取締役社長
2017年５月　株式会社スイム代表取締役社長
2021年６月　当社取締役経営企画部長（現任）
2022年４月　神姫フードサービス株式会社代表取締役社長

当社における担当

経営企画部担当

取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、2021年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10 **久須　勇介**（くす ゆうすけ） 新任 社外 独立



生年月日
1961年６月17日生
所有する当社株式の数
0株
取締役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位

1984年４月　阪神電気鉄道株式会社入社
2006年６月　阪神バス株式会社代表取締役社長
2013年４月　阪神電気鉄道株式会社取締役
2017年12月　同社常務取締役
2018年４月　阪急阪神不動産株式会社代表取締役副社長
2020年４月　阪神電気鉄道株式会社専務取締役
2020年６月　西大阪高速鉄道株式会社代表取締役社長（現任）
2023年４月　阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

久須勇介氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。
また、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化に期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 11　**三木　公仁**（みき きみひと）　新任



略歴、当社における地位

2001年４月　当社入社
2016年４月　当社事業戦略部バンコクオフィス所長
2017年11月　Shinki International Co.,Ltd. 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

Shinki International Co.,Ltd.　代表取締役社長

生年月日
1973年７月１日生

所有する当社株式の数
200株

取締役会出席状況
-/-回

取締役候補者とした理由

三木公仁氏は、主に当社経営企画部門でキャリアを積んだのち、タイのバンコクにて当社が出資する現地法人で代表を務めるなど、豊富な知識とグローバルで幅広い知見を有しております。

その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。また、同社が保有する不動産について、当社と賃貸借契約を締結しております。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、三谷康生氏および久須勇介氏は、社外取締役候補者であります。
３．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏および三谷康生氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が10年、藤岡資正氏が４年、殿村美樹氏が３年、三谷康生氏が２年であります。
４．上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏および三谷康生氏は現在当社の社外取締役であり、当社は４名との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。４名の再任が承認された場合は、当社は４名との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏および三谷康生氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。４名の再任が承認された場合は、当社は引き続き４名を独立役員とする予定であります。
６．当社は久須勇介氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。
７．当社は久須勇介氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
８．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただ

し、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役小林健一氏および石田昭二氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1　**小林　健一**（こばやし けんいち）　再任



生年月日
1962年９月７日生

所有する当社株式の数
1,900株

取締役会出席状況
12/12回

監査役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位

1986年４月　当社入社
2013年６月　当社不動産事業部長（現事業戦略部長）
2017年６月　当社取締役不動産事業部長
2019年６月　当社取締役経営企画部長
2021年６月　当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

小林健一氏は、当社不動産事業部、経営企画部の担当役員を務め、事業の実務および財務・グループ経営等について豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2021年６月からは当社の常勤監査役として、子会社を含めたグループの監査を主導するなど、その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 **中尾　一彦**（なかお かずひこ）　新任　社外　独立



生年月日
1959年７月１日生

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況
-/-回

監査役会出席状況
-/-回

略歴、当社における地位

1982年４月	株式会社太陽神戸銀行（現三井住友銀行）入行
2014年４月	同行理事　本店　上席推進役
2014年６月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役
2017年６月	神戸土地建物株式会社代表取締役副社長
2019年６月	同社代表取締役社長
2020年６月	山陽電気鉄道株式会社監査役（現任）
2022年６月	神戸土地建物株式会社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

神戸土地建物株式会社　代表取締役会長
山陽電気鉄道株式会社　監査役

社外監査役候補者とした理由

中尾一彦氏は、長年にわたる金融機関での業務執行で培われた財務および会計についての経験、見識を有しております。

その経験と知見による当社の経営の適法性・効率性の確保を期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
２．中尾一彦氏は、社外監査役候補者であります。
３．小林健一氏は現在当社の常勤監査役であり、当社は同氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は中尾一彦氏の選任が承認された場合は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。
５．当社は中尾一彦氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
６．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保

険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第２号議案および第３号議案が原案どおり可決された場合の当社の取締役および監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏　　名	１．地域活性化(バス・観光)	２．商品開発、マーケティング	３．経営経験	４．財務・会計	５．法務・リスクマネジメント	６．人事・労務・人材開発
取締役	長尾　　真	●	●	●			
	丸山　明則	●		●			●
	横山　忠昭	●	●		●		
	上門　一裕	●		●		●	
	藤岡　資正		●		●		●
	殿村　美樹	●	●	●			
	三谷　康生		●		●	●	
	井村　在宏	●				●	●
	梅谷　榮一	●	●		●		
	久須　勇介	●		●		●	
	三木　公仁			●	●	●	
監査役	小林　健一				●	●	
	澤田　　恒					●	●
	岩﨑　和文				●	●	
	中尾　一彦			●	●	●	

（注）当社取締役会が特に期待するスキルにチェックをしており、各役員の有する全ての個人の知見や経験を表すものではありません。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年６月25日開催の第138回定時株主総会等において、年額240百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにご承認いただきたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）は５名でありますが、第２号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は６名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更することを2023年５月15日開催の取締役会において決議しております。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該対象取締役が死亡その他の正当な事由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（5）その他の事項

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令または社内規定等に違反するなど当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該対象取締役の保有する本割当株式を当然に無償で取得します。

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

本議案が承認されることを条件に、本招集ご通知に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の概要を、次の記載内容に変更いたします。

1．基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」および長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととする。

2．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定する。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができるが、その内容の決定方法および決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認する。

3．業績連動報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年１回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下のとおりとする。

(1)各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は53百万円を超えない金額とする。

(2)上記（1）にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給しない。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記（1）の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算する。

(3)役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034とする。

4．株式報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）に交付する株式報酬は譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式の割当が決議された取締役会から１か月以内に金銭債権（年間総額40百万円以内）を支給した上で、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で譲渡制限付株式を交付する。株式報酬の額については、経営に関わる役職位の責任に応じた評価基準にて個人毎に設定する。

5．基本報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「1．基本方針」のとおりインセンティブが機能するも、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としている。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬および中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成とする。

取締役（社外取締役を除く。）の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬および株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定する。

役職位	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役会長・取締役社長	60%	28%	12%
専務取締役	63%	26%	11%
常務取締役	66%	24%	10%
取締役	70%	21%	9%

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地
ホテル日航姫路　３階光琳の間
TEL (079)222－2231



交通：ＪＲ（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関を
ご利用いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT